

# 愛知県の最低賃金

## 事業場内掲示用

※使用者は、最低賃金法第8条により最低賃金額等を労働者に周知する義務があります。

【地域別最低賃金】・・・効力発生日：平成30年10月1日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	898	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。 ※愛知県最低賃金が改正され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。

【特定最低賃金】・・・効力発生日：平成30年12月16日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	957	<p>左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による。)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。</p> <p>ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。</p> <p>適用除外労働者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>雇入れ後3カ月未満の者であって技能習得中の者</li> <li>清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者</li> <li>次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者</li> <li>②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者</li> <li>③輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者</li> </ol> </li> </ol>
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)	928	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。)	901	
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)	936	
自動車(新車)小売業	921	

必ずチェック  
最低賃金  
使用者も、労働者も。



WEBで確認！  
最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索

(留意事項)

- 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。  
①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③時間外労働・休日労働に対する賃金 ④深夜労働に対する割増賃金 ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。



愛知労働局は、働き方改革を通じた  
人材確保対策『AICHI WISH』  
を実施しています。

愛知労働局  
労働基準監督署  
公共職業安定所

# 平成30年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。



ハローワークの求人票に「AICHI WISH」認定として  
★ 二つが記載出来ます。\*

※ 愛知県内のハローワークに限る。

## 内容

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 [ 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ] ↓ 生産性要件を満たした場合 には 3/4 (※) [ 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5 ]	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上	1人以上	70万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

## お問い合わせ先

- ◆ 業務改善助成金制度や雇用・労務などの相談(無料)先 (がんばる中小企業を支援します。)
- 愛知県働き方改革推進支援センター  
Tel(フリーダイヤル) 0120-868604
- 同センター 豊橋相談室  
Tel(フリーダイヤル) 0800-200-5262

## 申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、愛知労働局雇用環境・均等部  
企画課(助成金担当)へ  
Tel 052-857-0313

愛知労働局